

令和 7 年度優良運転者等表彰申請のご案内

令和 7 年度優良運転者表彰の申請受付を以下のとおり行います。表彰を受けようとする方は、期日までに各務原地区交通安全協会の窓口で申請をして下さい。

なお、表彰は各個人からの自認申請制度となりますので、申請がない限り表彰はありませんので間違いのないようにして下さい。

1 申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 7 年 4 月 30 日（水曜日）まで
平日（土・日・祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分の間

2 申請書提出先

各務原地区交通安全協会（各務原警察署 1 階交通課窓口）

3 表彰の基準

裏面「優良運転者及び交通安全功労者等表彰基準一覧表」のとおりに

4 申請に必要なもの

- ・優良運転者表彰申請書（各務原地区交通安全協会に用意しています）
※ 昨年度までは申請書を各戸配布していましたが、今年度はありません。
協会窓口のほか、市役所まちづくり推進課、各地区のサービスセンター等に用意しています。申請は必ず各務原地区交通安全協会で行ってください。
- ・運転免許証
- ・印鑑
- ・無事故・無違反証明書交付手数料 670 円（特別優秀章以上は除く）

5 その他注意事項

- ・模範章以上を申請される方は、過去の受賞年が分かるようにしてください。
- ・岐阜県内の他地区交通安全協会を受賞歴がある方は、受賞した地区交通安全協会名が分かるようにしてください。
- ・岐阜県外で受賞歴がある方は、地区模範章からの申請になります。
（岐阜県外で緑十字銅章以上を受賞されたことがある方は、申請前に電話連絡をお願いします）
- ・地区模範章は運転経験、無事故、無違反の基準を満たせば原則受賞できますが、模範章以上は基準を満たしていても受賞できない場合があります。

問い合わせ先 各務原地区交通安全協会 電話 058-371-4920

優良運転者及び交通安全功労者等表彰基準一覧表

種別		運転経験	無事故	無違反	表彰歴	授与者
地区模範章		5 年以上	5 年以上		*	警察署長 地区協会長
模範章		10 年以上	5 年以上		地区模範章受章	県警本部長 県交通安全協会長
優良章		15 年以上	5 年以上		模範章受賞後 2 年以上	同上
優秀賞		15 年以上	10 年以上		優良章受賞後 2 年以上	同上
被表彰者数に 人数制限あり	特別優秀章	20 年以上	15 年以上		優秀章受賞後 2 年以上	県交対協会長 (県知事)
	交通栄誉章 (緑十字銅章)	10 年以上	10 年以上	5 年以上	優秀章又は 特別優秀章受章	全日交会長
	管区局表彰	*	(一般運転者)10 年以上 (職業運転者) 5 年以上		銅章受賞後 2 年以上	中部管区警察局長 中部交安協議会長
	交通栄誉章 (緑十字銀章)	20 年以上	20 年以上	10 年以上	銅章受賞後 2 年以上 及び管区局表彰受賞	警察庁長官 全日交会長
	交通栄誉章 (緑十字金章)	30 年以上	30 年以上	15 年以上	銀章受賞後 2 年以上	同上
被表彰者制限 交通法規をよく守り、常に安全運転に心がけ、永年無事故の運転者であって、人格、見識ともに優れ、他の運転者の模範として安全運転の推進に多大な功績があった者であること。 緑十字銀章以上は、職業運転手又は、これに準ずる者（注）の中から選考する。						

その他注意事項

- ・ 運転経歴、無事故、無違反の年数は、申請日を基準として計算します。
- ・ 運転経験、無事故、無違反、表彰歴のいずれが欠けても受賞はできません。
- ・ 原付及び小特の運転経験年数は基準年数に算入しません。
- ・ 自動車安全センターの「無事故・無違反証明書」により年数を確認します。
- ・ 表彰は「秋の全国交通安全運動」初日の 9 月 21 日の予定であることから、申請日以降も表彰日まで無事故・無違反であることが必要です。
- ・ 特別優秀章以上は表彰人数に制限があり、必ず受賞できるとは限りません。
前段階の受賞からの期間、無事故、無違反、運転経験の年数などを総合的に考慮して優先順位が決まります。

（注）職業運転者に準ずる者とは、

営業職であるが、多数の顧客訪問のため 1 日の大半が運転業務である

自動販売機へ飲料水を供給するなど定期的なルート配送業務である

など、ほとんど職業運転手と変わらない程度の運転をしている方のことです。